

五泉市自転車乗車用ヘルメット購入促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を促進し、交通事故の被害を軽減することを目的に、市が予算の範囲内において五泉市自転車乗車用ヘルメット購入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、五泉市補助金交付規則（平成18年五泉市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律105号）第63条の3に規定する普通自転車をいう。
- (2) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造された新品のものであって、次のいずれかが表示されているもの又は同等の基準を満たすものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- (3) 使用者 申請の時点において市内に住所を有し、申請年度末時点で18歳以下のヘルメットを使用する自転車利用者をいう。
- (4) 保護者等 使用者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。
- (5) 市内輪業店 市内に本店を有する輪業店をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当する使用者又はその保護者等（使用者が使用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。）とする。

- (1) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと
- (2) 使用者及びその保護者等が属する世帯において市税等を滞納していないこと

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、使用者又は保護者等が、市内輪業店において使用者が着用するヘルメットの購入に要した費用とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数がある

ときは、その端数を切り捨てた額) とし、2,000 円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、五泉市自転車ヘルメット購入促進補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(本人申請用)(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、ヘルメットを購入した日の属する年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。ただし、未成年の補助対象者については、その保護者等が使用者の代わりに申請することとし、五泉市自転車乗車用ヘルメット購入促進補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(保護者申請用)(様式第2号)を提出するものとする。

- (1) ヘルメットの購入に係る領収書等の写し
- (2) 購入したヘルメットが第2条第2号に掲げる基準を満たしていることを確認できるもの
- (3) 使用者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書(規則様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する交付決定に条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき
- 2 前項の規定は、補助金の対象となったヘルメットが第2条第2号に規定する要件を満たしていないことが判明したときに準用する。
 - 3 前2項に規定する場合において、市長は、既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(検査等)

第9条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、申請者に対し、補助金の交付に関して必要な事項の報告を求め、検査し、又は指示することができる。

- 2 補助対象者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。